

会員各位

第3号議案（定款改定）に係る会員からのご質問と回答

第10回社員総会に先立ち、提案しております議案につきご質問を募集したところ、3点のご質問を頂戴いたしました。

その回答を取りまとめましたので、ここにご報告申し上げます。

会員の皆様におかれましては、こちらをご参考に議案の賛否をご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、**COVID19 感染が収束していない状況です**ので、**極力、書面表決による議決にご協力**くださいますようお願い申し上げます（書面表決は、お名前・各議案の賛否など漏れなくご記入のうえ、できれば10月14日までに協会事務所へ届くようお送りください）。

2020年10月7日

公益社団法人

日本医療社会福祉協会理事会

質問① 第3号議案「法人名の変更」

私が所属している協会でも、まさに名称変更について議論の最中にあり、「なぜ医療社会事業なのか？」や「法人移行の際に名称を変更しなかったのはなぜか？」などについての振り返りを行ったうえで、そもそも名称を変更すべきなのか、変更するならどのような名称に変更するかについて会員を巻き込んで議論をしているところです。

日本医療社会福祉協会については、2011年に法人移行がなされて10年が経過しますが、地域包括ケアシステムの構築が進み始めたここ5年くらいでしょうか、若いMSW（経験10年未満くらい）から特に名称について「なぜ当時協会は『医療ソーシャルワーカー協会』ではなく『医療福祉協会』を採択したのか」などと質問を受けることがあります。

つきましては、法人移行の際にどのような議論があつて、結果「日本医療社会福祉協会」を名乗ることにしたのか。またその議論の際に「医療ソーシャルワーカー協会」という名称は検討されなかったのか。もし検討されていたのであれば、なぜ当時はそうならなかったかについて、分かる範囲で構いません。若い次世代を担うMSWに教示ください。

質問①への回答

当協会では、公益法人制度ができた早い時期から公益社団法人への移行を目指していました。その際、名称については「日本医療ソーシャルワーカー協会」含め検討しておりました。ただ、移行準備を進める中で、「国家資格でもなく、職能団体とも受け取られかねない名称を冠した協会名では認証が得にくい」という情報もあり、スムーズな認証を得るために「日本医療社会福祉協会」という名称で申請することを判断いたしました。

現在は公益法人制度が広く運用され、内閣府とのコミュニケーションにおいても上記のような制約はないことが分かってきました。そこで、今般、当会の実体を適切に表している「日本医療ソーシャルワーカー協会」への協会名の変更を提案いたしました。

質問②（第3号議案「法人名の変更」）

名称につき、現行の「日本医療社会福祉協会」から「日本医療ソーシャルワーカー協会」への変更について、元理事をしていたこともありその当時から名称の変更については議論があった事項ですので概ね理解をしているつもりです。しかし、一会員としてみると、今回の提案は些か急に出された感がいなめません。そこで、今回の提案にあたり理事会等では具体的にどのような議論の経過があったかをご教示ください。

質問②への回答

公益社団法人移行を進めている時期において、すでに会員から「名称が分かりにくい」「なぜ、医療ソーシャルワーカー協会ではだめなのか？」というご意見を頂戴しておりました。当時の経緯はご質問①への回答でご説明したとおりですが、公益社団法人移行後、行政機関や他団体との交流を深める中で、たびたび「日本医療社会福祉協会とはどういう団体ですか？」というご質問を頂戴することになりました。その経験から「協会名の分かりにくさ」を痛感してきた次第です。

また、学術団体である「日本医療社会福祉学会（現日本保健医療社会福祉学会）」と混同されることもたびたびありました。今では都道府県協会においても39道府県の協会が「医療ソーシャルワーカー協会」という名称を用いており、各地の活動の中でも「全国組織と名称がまったく異なる」ことでの説明しづらさもあるというお声も聞いておりました。もちろん、会員からも非公式に名称変更について尋ねられることもありました。

このような事情は折々に理事会内では共有しており、名称変更のタイミングを探っておりました。もちろん、名称変更の手続きそのものは、今回のように定款改定を提案すればいいだけですが、現実には、名称変更にもなって、内閣府への届け出、新しい協会名での印鑑の作成、印刷物・ホームページなどの修正含め多くの作業が必要になり、相応の経費もかかります。そのため準備に時間を要したのと、理事定数見直しにもなう協会運営体制に関する議論の取りまとめも進めておりましたので、同時に提案ができるこの時期になりました。

このような検討過程において、会員の皆様からのご意見も頂戴すべきと考え、総会への提案に先立って、ホームページならびにメールマガジンをとおして本年3月に会員の皆様からのご意見募集も行ったところです。ご意見募集の結果につきましては、本年8月5日に当協会ホームページにおいて、下記の通り。公表しております。

https://www.jaswhs.or.jp/guide/info_detail.php?@DB_ID@=611。

質問③

役員定款変更についてのご質問です。

議案書に書かれている提案理由により、役員定員数を削減していくことは分かりますが、その理由であれば、下限数ではなく上限数を削減の方が適切かと存じます。なぜ下限数のみの削減となっているのでしょうか。

質問③への回答

役員削減については、現在の事業規模およびその遂行状況を考慮した対応が必要と考えております。当協会の運営・事業の遂行は、各理事と事務局職員とで分担しながら遂行しており、また、適時、各種委員会やチームメンバーなどで会員のご協力も頂戴しているところです。理事の人数

を減らすとなれば、(1) 事務局職員を増員するか、あるいは、(2) 事業を削減するか、あるいは(3) 業務の効率化や合理的な方法での運営、などの対応が可能ではないかと議論を重ねてきました。しかし、医療ソーシャルワークへの期待が高まっている中で、理事定数に見合った事業の大幅削減もなかなか悩ましいのが実情です。

一方で、理事定数削減を実現するための事務局体制の構築についても検討を重ねてきたところですが、この点につきましては、必要な人材確保・人件費含めた予算の手当ても不可欠ですから「〇年度から」と時期を区切るのが難しいという現実にも直面しております。

このような経緯から、「理事の上限数削減」を図っても、理事事務局体制が次期役員改選までに整備できているとの見通しが持ちづらいついて考えております。

理事会としては「理事定数を削減した結果、協会運営や事業遂行に支障が出る」事態はもっとも回避すべきであろうと考えます。その一方で、効率的な協会運営、日常業務を抱えながら無理のない理事活動を実現することも重要な課題であると認識しております。その対応策として「下限を下げる」、つまり「理事の最少人数を決めておく」ことで、現定款の「25名」よりも少ない人数の理事による協会運営が可能になると考えました。これにより、改選時期における事務局体制の充実に見合った理事会編成が実現でき、協会運営・事業遂行への悪影響を回避するだけでなく、ひいては社会にとっても会員の皆様にとっても、これまでどおり、願わくば、これまで以上に、さまざまな事業を通して貢献できる道筋を切り開きたいと考えております。

以上が「下限数の削減」に至った経緯、および提案理由です。どうかご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(以 上)